

関係法令（抜粋）

法令 5－35

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（運転免許取得者等教育の認定）

第百八条の三十二の二 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者等教育」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。
- 二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。
- 三 当該課程が、交通安全教育指針に従って行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準
 - ロ 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

運転免許取得者等教育の認定に関する規則〔平成十二年一月二十六日国家公安委員会規則第四号〕

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（第四条第三項第一号において「普通自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの
- 二 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）（以下「二輪車」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの
- 三 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
- 四 高齢者に対するもの（前号に掲げるものを除く。）
- 五 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの
- 六 法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習（道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十八条第十一項第一号の表の三の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生

じさせるために行うもの

七 大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「大型自動二輪車等」という。）の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（第二号に規定する者を除く。）に対するもの

八 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（第一号及び第二号に規定する者を除く。）に対するもの（前二号に掲げるものを除く。）

（運転免許取得者等教育指導員）

第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等教育指導員」という。）とする。

一 前条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた者（当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類（一般原動機付自転車を用いる場合にあっては、大型自動二輪車等。イ（１）及び（２）において同じ。）に係るものに限る。）又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）

イ 次のいずれかに該当する者

- （１） 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。）
- （２） 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者（当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。）
- （３） 当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車等の種類に係る運転免許取得者等教育に従事した経験の期間が三年以上の者で、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該自動車等の種類に係る運転免許取得者等教育に関し（１）又は（２）に掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認めるもの
- （４） 応急救護処置の指導又は運転適性指導（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導をいう。以下この（４）において同じ。）を行う場合において、公安委員会が応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有すると認める者

ロ 次のいずれにも該当しない者

- （１） 二十一歳未満の者
- （２） 法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
- （３） 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年

を経過していない者

二 前条第三号に掲げる課程 次のいずれにも該当する者

イ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第七条第二項第二号から第四号までのいずれにも該当する者

ロ 前号ロ（１）から（３）までのいずれにも該当しない者

（設備）

第三条 法第百八条の三十二の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げるコース

イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル（大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、一般原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル）以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

ロ 二輪車に係る運転免許取得者等教育（第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係るものに限る。）にあつては、おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

ハ 第一条第三号に掲げる課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね直線で、周回コースと連絡する幹線コース

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法第百八条の三十二の二第一項の認定に係る運転免許取得者等教育に適する形状及び構造を有する坂道コース、屈折コース、曲線コースその他の種類のコース

二 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者等教育を行うために必要な建物その他の設備

第四条 第一条第六号に掲げる課程に係る第百八条の三十二の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十歳未満の者に対して行われるものであること。

二 次の表の上欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

教育事項	教育方法
一 道路交通の現状及び交通事故の実態	一 自動車等、教本、視聴覚教材、自動車等の運転について必要な適性を検査する用具その他必要な教材を用いて行うこと。
二 運転者としての資質の向上に関すること。	二 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。
三 自動車等の安全な運転に必要な知識	
四 自動車等の運転について必要な適性及び技能	三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運

	転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 四 運転免許取得者等教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者等教育指導員一人当たりおおむね十人以下であること。
--	---

三 教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上であること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第六号に掲げる課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

2 第一条第三号に掲げる課程に係る法第百八条の三十二の二第一項第三号ロの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者に対して行われるものであること。

二 次の表の上欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

教育事項	教育方法
一 運転者としての資質の向上に関する こと。	一 普通自動車、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。
二 身体の機能の状況その他の自動車 等の運転について必要な適性	二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査(普通自動車対応免許(法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。以下この条において同じ。)以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下この条において「令」という。)第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する課程にあっては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査)によるものに基づく指導を含むものであること。
三 道路交通の現状及び交通事故の実 態その他の自動車等の運転について 必要な知識	

	三 この表の下欄第二号に規定する指導にあつては、運転免許取得者等教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者等教育指導員一人当たり五人以下であること。
--	---

三 教育時間が二時間以上（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する課程にあつては、一時間以上）であること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第三号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

3 第一条各号（第三号及び第六号を除く。）に掲げる課程に係る法第百八条の三十二の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

課程の区分	教 育 事 項	教育方法
一 第一条第一号に掲げる課程	イ 普通自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 普通自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	普通自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
二 第一条第二号に掲げる課程	イ 二輪車の運転について必要な技能及び知識 ロ 二輪車の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	二輪車、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
三 第一条第四号に掲げる課程	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて行うこと。
四 第一条第五号に掲げる課程	イ 気候、地形その他の地域の特性に応じた自動車等の運転について必要な技能及び知識	自動車等、運転シミュレーター、教本、視聴覚教材等必要

	ロ 運転者としての資質の向上に関すること。	な教材を用いて行うこと。
五 第一条第七号に掲げる課程	イ 大型自動二輪車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動二輪車等の二人乗り運転について必要な技能及び知識 ハ 大型自動二輪車等の運転について必要な適性 ニ 運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動二輪車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
六 第一条第八号に掲げる課程	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ロ及びハ、二の項ロ及びハ、三の項ハ、四の項ロ、五の項ハ及びニ並びに六の項ロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者等教育は、行わなくてもよい。		

二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（一般原動機付自転車に係るものを除く。）にあっては、二時間以上）であること。

三 この規則の規定を遵守し、その他各々の運転免許取得者等教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

関係法令（抜粋）

法令 5－36

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（運転免許取得者等検査の認定）

第百八条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴って生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 公安委員会が運転免許取得者等検査に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。
- 二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。
- 三 当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
 - ロ 運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴って生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

運転免許取得者等検査の認定に関する規則〔令和四年二月十日号外国家公安委員会規則第八号〕

（方法の区分）

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の三第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等検査の方法の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知機能に関する検査を行う方法

二 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

(運転免許取得者等検査員)

第二条 法第百八条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等検査員」という。）とする。

一 前条第一号に掲げる方法 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。）第四条第二項第一号に定める者

二 前条第二号に掲げる方法 次のいずれにも該当する者

イ 講習規則第四条第二項第二号に定める者

ロ 次のいずれにも該当しない者

(1) 法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(2) 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(設備)

第三条 法第百八条の三十二の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。

一 第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査にあつては、おおむね長円形で、六十メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース及びおおむね直線で、周回コースと連絡する幹線コース

二 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者等検査を行うために必要な建物その他の設備

(方法の基準)

第四条 第一条第一号に掲げる方法に係る法第百八条の三十二の三第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対して行われるものであること。

- 二 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十六条の三第一項に規定する方法により行われるものであり、かつ、府令第二十九条の三第一項第一号の式により数値を算出することにより採点が行われるものであること。
 - 三 あらかじめ検査計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。
 - 四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第一号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する者の運営の下に、行われるものであること。
- 2 第一条第二号に掲げる方法に係る法第百八条の三十二の三第一項第三号ロの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 前項第一号に規定する者（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許を受けようとし、又は現に受けている者であって、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当するものに限る。）に対して行われるものであること。
 - 二 府令第二十六条の五第一項各号に掲げる項目を含む項目について、同条第二項及び第五項に規定する方法により、普通自動車を使用して行われるものであり、かつ、同条第三項に規定する方法により採点が行われるものであること。
 - 三 あらかじめ検査計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。
 - 四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。